

## 第3編 風水害・火災編

### 第3章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興計画の目的及び概要	501
第2節	災害市民相談	501
第3節	被災者のメンタルケア	501
第4節	公共施設の災害復旧	501
第5節	民間施設等の災害復旧	501
第6節	被災者への生活支援	501



## 第1節 災害復旧・復興計画の目的及び概要

第2編「震災編」第3章第1節「災害復旧・復興計画の目的及び概要」を準用する。

## 第2節 災害市民相談

第2編「震災編」第3章第2節「災害市民相談」を準用する。

## 第3節 被災者のメンタルケア

第2編「震災編」第3章第3節「被災者のメンタルケア」を準用する。

## 第4節 公共施設の災害復旧

第2編「震災編」第3章第4節「公共施設の災害復旧」を準用する。

## 第5節 民間施設等の災害復旧

第2編「震災編」第3章第5節「民間施設等の災害復旧」を準用する。

## 第6節 被災者への生活支援

第2編「震災編」第3章第6節「被災者への生活援護」を準用するほか、「小矢部市住宅災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

【小矢部市住宅災害見舞金の支給】[担当：総務課]

風水害等の自然災害（地震災害を除く）・火災・落雷・爆発・航空機墜落等による住宅損壊に対して、罹災した世帯主に下記の見舞金を支給する。

[見舞金の額]

区分	金額
全壊	100,000円
半壊	50,000円
一部損壊	10,000円
床上浸水	10,000円

